

木造住宅の 耐震改修工事等補助金

工事費等の1/2 **最大93万円**

(工事費の1/2 最大90万円 + 現場立会費の1/2 最大3万円)

耐震診断及び耐震改修計画書の作成まで終了し、住宅の耐震性を確保するために耐震改修工事費等を実施する方に費用の一部を補助しています。

対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前に建築工事に着手
- 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
- 耐震診断で「倒壊の可能性あり」と判定され、耐震改修計画書を作成している住宅

※居住者のいない**空き家も申請可能**です！

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
- 市税等を滞納していない方

※2月末日までに実績報告が必要。スケジュールにご注意ください。

申込期間

4月1日（月）～12月27日（金）（土・日・祝除く）

木造住宅の耐震化に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

耐震診断（現地調査による耐震性の判定）

耐震改修の補助を受けるには、耐震診断の結果「**倒壊の可能性あり**」と判定される必要があります。

**耐震改修
計画書作成**
(改修箇所の検討・設計)



ご覧のチラシは
「**耐震改修工事等**」の案内です！

耐震改修工事等

(工事・現場立会)

⇒工事費等の1/2

最大93万円を補助



注意

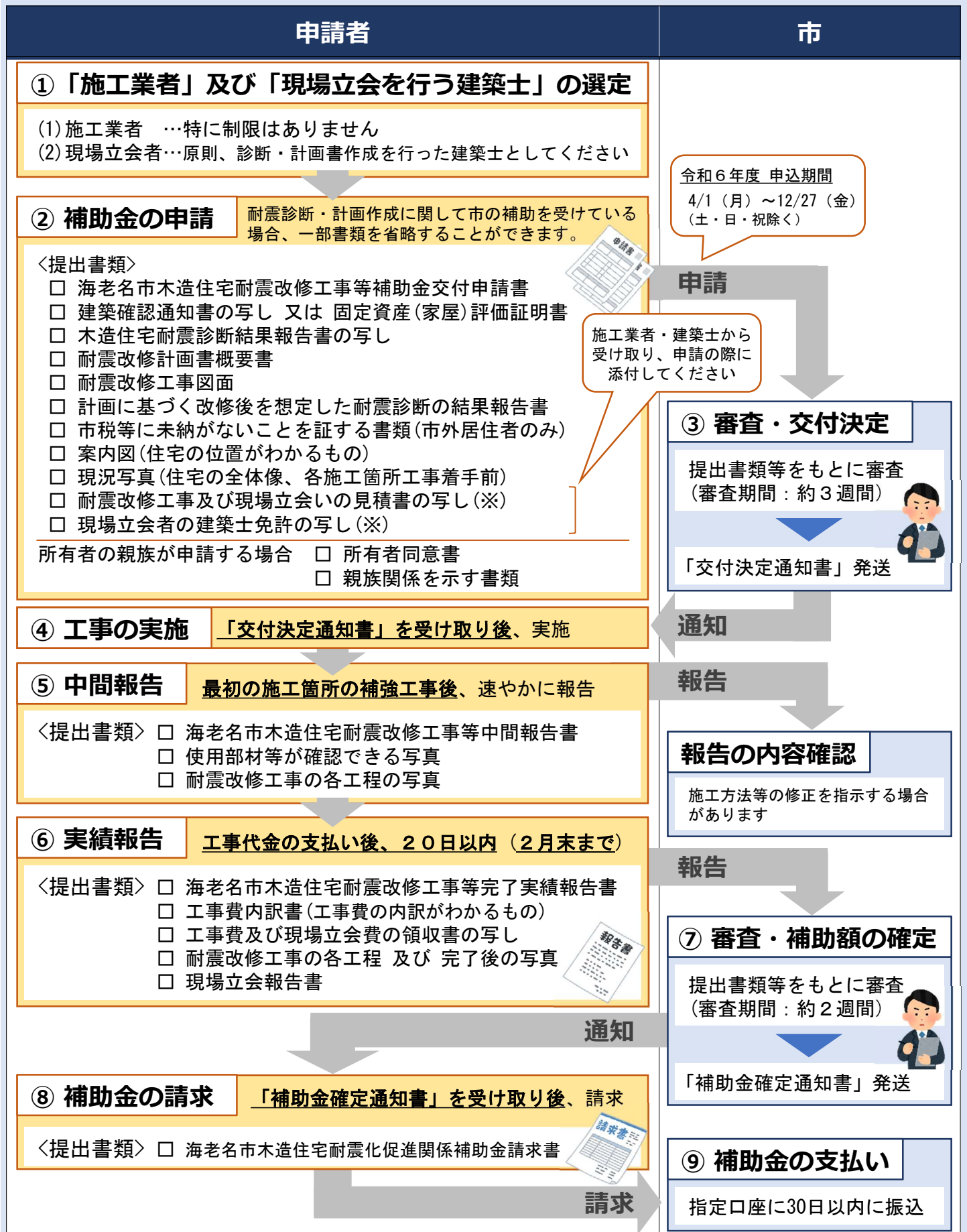
耐震改修以外の部分の工事は補助の対象外です。
(例：ユニットバスの交換、外壁塗装、設備機器の更新 等)

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R6.4作成

木造住宅耐震改修工事等補助金 手続きの流れ



問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R6.4作成